

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程

北海道警察本部告示第58号

昭和62年12月28日

改正 平成6年5月20日警察本部告示第36号、7年1月17日第4号、10年3月27日第25号、11年3月12日第19号、14年3月1日第29号、18年5月30日第87号、12月15日第183号、令和4年3月29日第157号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程を次のように定める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和62年北海道条例第29号）第4条の規定に基づき、北海道警察本部長が行う給付の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害発生報告)

第2条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）第2条第1項又は第2項の規定に該当すると認められる災害が発生した場合には、その災害の発生場所を管轄する警察署長（以下「関係署長」という。）は、協力援助者災害発生報告書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに、その状況を北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）に報告しなければならない。

- (1) 現認証明書又は事実調査書
- (2) 医師の診断書
- (3) 現場見取図
- (4) その他認定するために必要な資料

(災害の認定等)

第3条 警察本部長は、前条の規定による報告を受けたときは、その災害が法第2条第1項又は第2項に規定する災害に該当するかどうかの認定を行うものとする。

2 警察本部長は、前項の規定により、その災害が法第2条第1項又は第2項に規定する災害に該当すると認定したときは、災害給付通知書（別記第2号様式）により、給付を受けるべき者にその旨を通知するものとする。また、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「政令」という。）第10条の2第1項後段（政令第10条の7第6項において準用する場合を含む。）、第10条の3第1項後段、第10条の4第2号、第12条の2若しくは附則第2条第1項若しくは第2項の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は政令第9条第2項の規定の適用を受ける胎児であった子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となった場合においても、同様とする。

(年金以外の給付の支給決定方法)

第4条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）以外の給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、それぞれ、次の各号に定める請求書を警察本部長に提出するものとする。

- (1) 療養給付請求書（別記第3号様式）
 - (2) 障害給付一時金請求書（別記第4号様式）
 - (3) 介護給付請求書（別記第4号様式の2）
 - (4) 遺族給付一時金請求書（別記第5号様式）
 - (5) 葬祭給付請求書（別記第6号様式）
 - (6) 未支給の給付請求書（別記第7号様式）
 - (7) 休業給付請求書（別記第8号様式）
- 2 障害給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 治癒又は症状固定の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書
 - (2) 通常得ていた収入を証明することのできる書類
- 3 介護給付請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以降の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第1号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第3号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。
- (1) 常時又は随時看護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
 - (2) 政令第7条の2第2項第1号又は同項第3号の規定の適用を受けようとするときは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類
 - (3) 政令第7条の2第2項第2号又は同項第4号の規定の適用を受けようとするときは、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類
- 4 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となった協力援助者の死亡（政令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下本項及び第7条において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号及び第8号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
 - (2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上当該協力援助者と婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に政令第10条の5の規定による先順位者がないことを証明することのできる書類
 - (5) 請求者が政令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (6) 請求者が政令第10条の5第1項第3号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (7) 請求者が政令第10条の5第3項に規定する遺言又は警察本部長に対する予告によ

り、特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

(8) 通常得ていた収入を証明することのできる書類

5 未支給の給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、請求者が遺族給付と併せて未支給の給付を請求する場合には、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、その添付を省略することができる。

(1) 死亡受給権者（給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者をいう。以下同じ。）の死亡診断書、死体検案書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し

(2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類

ア 請求者の氏名、本籍及び死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

イ 請求者が、死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを認めることができる書類

ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上当該死亡受給権者と婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(3) 請求者が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、政令第12条の2第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類

(4) 死亡受給権者が第1項又は第7条の規定による請求をしていなかったときは、当該請求を行うこととした場合に必要な書類その他の資料

6 休業給付請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目からの請求については、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 休業のため従前得ていた業務上の収入を得ることができなくなった期間及びその事実を証明することのできる書類

(2) 休業前に通常得ていた収入を証明することのできる書類

7 警察本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、これを審査の上支給に関する決定を行い、給付決定通知書（別記第9号様式）により、請求者にその旨を通知するものとする。

（療養給付及び休業給付の支給方法）

第5条 警察本部長は、療養給付及び休業給付については、毎月1回以上支給するものとする。

（休業給付を行わない期間）

第6条 政令第13条の規定に基づく休業給付を行わない期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、被留置受刑者として留置施設に留置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律

第286号) 第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場(監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。)に留置されている期間

(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている期間又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間

(年金たる給付の支給決定方法)

第7条 年金たる給付を受けようとする者は、傷病給付年金請求書(別記第10号様式)、障害給付年金請求書(別記第11号様式)又は遺族給付年金請求書(別記第12号様式)を警察本部長に提出するものとする。

2 傷病給付年金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 傷病等級の決定に必要な医師の診断書

(2) 通常得ていた収入を証明することのできる書類

3 障害給付年金請求書には、第4条第2項第1号及び第2号に掲げる書類を添付するものとする。

4 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となった協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号、第3号及び第7号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書その他死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し

(2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(3) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が、協力援助者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(4) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が政令第9条第1項第4号に規定する障害の状態にある者であるときは、その者が協力援助者の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明することのできる医師の診断書その他の書類

(5) 請求者が、婚姻の届出をしていないが協力援助者の死亡の当時、事実上当該協力援助者と婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

(7) 通常得ていた収入を証明することのできる書類

5 警察本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、これを審査の上支給に関する決定を行い、給付決定通知書により、請求者にその旨を通知するものとする。

(年金証書)

第8条 警察本部長は、前条第5項の規定による通知をするときは、当該通知書と併せて

年金証書（別記第13号様式）を交付するものとする。

- 2 警察本部長は、既に交付した年金証書の記載事項（年金の額に係る記載事項を除く。）を変更する必要がある場合には、当該年金証書と引き換えに新たな年金証書を交付するものとする。
- 3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書（別記第14号様式）に亡失の事由を明らかにした書類又は損傷した年金証書を添えて、警察本部長に年金証書の再交付を請求することができる。
- 4 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかに、発見した年金証書を警察本部長に返納するものとする。
- 5 年金たる給付を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、速やかに、当該権利の喪失に係る年金証書を警察本部長に返納するものとする。

（傷病程度及び障害程度の変更）

第9条 傷病給付又は障害給付を受けている者で、傷病又は障害の程度の変更決定を受けようとするものは、傷病給付変更請求書（別記第15号様式）又は障害給付変更請求書（別記第16号様式）を警察本部長に提出するものとする。

- 2 傷病給付変更請求書又は障害給付変更請求書には、傷病程度又は障害程度の変更があった時期及び変更後の傷病又は障害の程度を確認することのできる医師の診断書を添付するものとする。
- 3 警察本部長は、第1項の請求書を受理した場合は、新たに行うべき傷病給付又は障害給付に関する決定を行い、傷病給付変更決定通知書（別記第17号様式）又は障害給付変更決定通知書（別記第18号様式）により、請求者にその旨を通知するものとする。

（年金たる給付の額の改定の通知）

第10条 警察本部長は、年金たる給付の額を改定した場合には、年金額変更決定通知書（別記第19号様式）により、当該給付を受ける者にその旨を通知するものとする。

（過誤払による返還金債権への充当の通知）

第11条 警察本部長は、政令第10条の11の規定により年金たる給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、当該給付を受ける者に書面でその旨を通知するものとする。

2 前項の書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 過誤払による返還金債権に係る年金たる給付の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額
- (2) 支払うべき給付の種類及び金額並びに当該金額のうち、前号に掲げる金額に充当した金額

（障害給付年金差額一時金等の支給決定方法）

第12条 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払一時金の支給を受けようとする者は、障害給付年金差額一時金請求書（別記第20号様式）、障害給付年金前払一時金請求書（別記第21号様式）又は遺族給付年金前払一時金請求書（別記第22号様式）を警察本部長に提出するものとする。

2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡診断書、死体検案書その他その者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との続柄に関し市区町村長が発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が政令附則第2条第3項第1号に掲げる遺族であるときは、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することのできる書類
- (4) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしていないが、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時、事実上当該協力援助者と婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、政令附則第2条第4項において準用する政令第10条の5第3項に規定する遺言又は警察本部長に対する予告により、特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
- (6) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が、死亡前に第7条の規定による請求をしていなかったときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要な書類

3 警察本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、これを審査の上、支給に関する決定を行い、給付決定通知書により、請求者にその旨を通知するものとする。
(障害給付年金等の支給停止終了の通知)

第13条 警察本部長は、政令附則第3条第5項（政令附則第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による障害給付年金又は遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、年金支給停止期間満了通知書（別記第23号様式）により、当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者にその旨を通知するものとする。

(端数の整理)

第14条 政令第7条第8項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(遺族給付年金等の請求等の代表者)

第15条 遺族給付一時金、遺族給付年金、障害給付年金差額一時金又は遺族給付年金前払一時金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を当該給付に係る請求書の提出及び給付金の受領についての代表者に選任することができるものとする。

2 前項の規定により代表者を選任し、又は解任したときは、速やかに書面でその旨を警察本部長に届け出るものとする。

(所在不明による支給停止の申請等)

第16条 政令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書（別記第24号様式）を警察本部長に提出するものとする。

2 政令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者

は、遺族給付年金支給停止解除申請書（別記第25号様式）及び年金証書を警察本部長に提出するものとする。

- 3 警察本部長は、前2項の規定による申請に基づき遺族給付年金の支給を停止し、又は支給の停止の解除をしたときは、当該申請を行った者に書面でその旨を通知するものとする。

（定期報告等）

第17条 2年以上療養給付を受けている者又は年金たる給付を受けている者は、毎年2月に、その療養、傷病若しくは障害の現状又は遺族給付年金の支給額の算定の基礎となる遺族（政令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の現状に関し、療養・傷病・障害現状報告書（別記第26号様式）又は遺族の現状報告書（別記第27号様式）を警察本部長に提出するものとする。ただし、警察本部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

（現状報告）

第18条 療養給付を受けている者のうち、療養の開始の日から1年6月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていないものは、同日後1月以内に、その療養又は傷病の現状に関し、前条の療養・傷病・障害現状報告書を警察本部長に提出するものとする。

- 2 警察本部長は、必要の都度、前項に規定する者から療養・傷病・障害現状報告書の提出を求めることができる。

（届出）

第19条 年金たる給付を受けている者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに書面でその旨を警察本部長に届け出るものとする。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第1条に規定する傷病等級に該当する障害の状態の程度に該当しなくなったとき。
 - (3) 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害が規則第2条に規定する障害等級に該当する障害の程度に該当しなくなったとき。
 - (4) 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 政令第10条第4項第2号に該当するに至ったとき。
 - イ 政令第10条の2第1項（第1号及び第5号を除く。）の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。
 - ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族（政令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の数に増減を生じたとき（その遺族に政令第10条の2第1項第5号に該当するに至った者が生じたときを除く。）。
- 2 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかに、書面

でその旨を警察本部長に届け出るものとする。

- 3 前2項（第1項第1号を除く。）の届出をする場合には、当該書面にその事実を証明することのできる書類を添付するものとする。

第19条の2 介護給付を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合には、その事実を証明する資料を添えて、速やかに、書面でその旨を警察本部長に届け出るものとする。

（更正申請）

第20条 給付を受けるべき者は、警察本部長が行った災害の認定、療養の方法、給付金額の決定その他給付の実施について異議があるときは、給付更正決定申請書（別記第28号様式）を警察本部長に提出して、その更正の申請をすることができる。

- 2 前項の申請書には、災害の認定、給付の決定その他更正の決定に必要な書類を添付するものとする。

（更正決定通知）

第21条 警察本部長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上更正に関する決定を行い、給付更正決定通知書（別記第29号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（記録簿）

第22条 警察本部長は、災害給付記録簿（別記第30号様式）、傷病給付年金記録簿（別記第31号様式）、障害給付年金記録簿（別記第32号様式）及び遺族給付年金記録簿（別記第33号様式）を備え必要な事項を記録するものとする。

（助力）

第23条 関係署長及び給付の事務を行う者は、給付を受けるべき者に対し、その給付の請求の手續等について積極的に助力しなければならない。

附 則

この規程は、昭和62年12月28日から施行する。

附 則（平成6年警察本部告示第36号）

この規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成7年警察本部告示第4号）

この規程は、平成7年1月17日から施行する。

附 則（平成10年警察本部告示第25号）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の規程に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規程による改正後の規程にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成11年警察本部告示第19号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年警察本部告示第29号）

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成18年警察本部告示第87号）

この規程は、平成18年5月30日から施行する。

附 則（平成18年警察本部告示第183号）

- 1 この規程は、平成18年12月15日から施行する。
- 2 この規程による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の規定は、平成18年8月18日から適用する。

附 則（令和4年警察本部告示第157号）

この規程は、令和4年3月29日から施行する。

※ 別記様式省略